

Title	〔最高裁判事例研究 一三四〕 競売法による不動産競売手続において配当異議訴訟が提起された場合と異議ある債権の配当額の供託
Sub Title	
Author	伊東, 乾(Ito, Susumu) 本田, 耕一(Honda, Koichi) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.5 (1976. 5) ,p.99- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760515-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事例研究 一三四〕

昭和四九九年六月二二日（最高民集二八卷一〇号二〇二八頁）

競売法による不動産競売手続において配当異議訴訟が提起された場合と異議ある債権の配当額の供託

損害賠償請求事件（昭和四九・一二・二第一小法廷判決）

訴外A会社から申立てられた根抵当権の履行による不動産競売事件において、競売物件は昭和四〇年六月一六日、代金九七九万三千円で競落され、その後代金は競売裁判所（浦和地裁）に納付された。競売裁判所は、右売得金から競売手続費用一五万五千九円を控除した残額について、訴外A会社より先順位の根抵当権者であるX（原告・被控訴人・上告人）に、その全額を配当し、訴外A会社には配当なしとの配当表を作成した。これに対し訴外A会社は、同年八月二五日の配当期日にXの債権に異議を申立てるとともに、その経緯は不明であるが、これより先同年六月二〇日頃Xに対し配当異議の訴を提起した。右訴えは昭和四三年六月一七日X勝訴の判決が確定し、その後配当額九六三万七九一円がXに交付された。

ところが、競売裁判所は配当異議訴訟の提起後も右配当額を供託することなくそのまま保管していたため、Xは、右のような場合、競売裁判所はその配当額を供託すべきであったにもかかわらずこれを怠り、供託規則三三条所定の年二分四厘の割合による利息金六三万六千円（昭和四〇年九月一日から同四三年五月三十一日まで）に相当する損害を蒙つたとし

て、Y（国・被告・控訴人・被上告人）に対し国家賠償を求めて本訴を提起した。

第一審（東地判昭四七・七・一九）は、以下のように判示してXの請求を認容した。最判昭三一・一一・三〇を引用し、①担保権実行のために競売手続（以下任意競売手続と略称する）において配当表が作成された場合、右配当表に対する異議の訴を提起しうることを認める以上、その配当額については、民法六九七条六三三條、同法六九七条六三〇條三項を準用し、配当実施を留保して配当額は供託すべきである。従つて、②裁判所が配当額を供託せず保管していたことは違法な措置であり、③實際上の一般的取扱いが区々に分かれていたとしても、供託を怠つた競売裁判所に過失が存しなはいえな。と。

これに対しYは右①②③を不服として控訴した。
第二審（東高判昭四五・五・二七）は、①②については第一審と同様に、③については以下の通り判示して原判決を取消しXの請求を棄却した。任意競売手続において配当表が作成され、右配当表に対する異議の訴が提起された場合に、①民訴法六九七条六三〇條三項を準用すべきか否かについての先例的判例、通説的学説がなく、これをいかに解すべきか疑義があり、積極消極両説が考え得る場合に、⑤裁判所が右規定を準用すべきでないとし、その解釈に基づく措置をとつたとき、後日その措置が違法だと判断されても、裁判所に故意過失があつたとはいえない、と。

これに対し^④は、国家賠償法一条に定める「過失」の解釈適用に誤りがあり、また^⑤から^⑥を導く論理は飛躍であつて判決に理由齟齬があると上告した。

最高裁は、以下の通り判示して、全員一致で上告を棄却した。「不動産任意競売手続において、配当表が作成され、その記載内容を不服とする抵当権者から配当表に対する異議の訴が提起された場合には、競売裁判所は、異議ある債権の債権者に対し直ちに売得金を交付することは許されず、民訴法六九七条六三〇条三項（昭和四一年法律一一一号による改正前のもの）の規定を類推して、交付を留保した異議ある債権の配当額を供託すべきものと解するのが相当である。」ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立して疑義を生じ、拠るべき明確な判例学説がなく、実務上の取扱いも分かれていて、そのいづれについても一応の論拠が認められる場合に、公務員がその一方の解釈に立脚して公務を執行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、ただちに右公務員に過失があつたものとするとは相当でなく、これと同趣旨の原審の判断は正当である」と。

判旨に賛成。民訴法六三〇条三項は昭和四一年法律一一一号によつて改正された（後述）が、改正後の規定を前提としても判旨に賛成。（以下改正前の民訴法六三〇条三項は、民訴法旧六三〇条三項という。）

本件は、不動産任意競売手続において、配当表が作成され、配当異議訴訟が提起された場合に、民訴法六九七条旧六三〇条三項が準用されるか否かという問題が、競売裁判所の過失（国賠法一条）との関連において争われた事件である。手続上の問題点としては、以下に検討する二点がある。そのほかに、競売裁判所の違法な措置と

過失をめぐつての問題かあるが、本件では、裁判官の違法行為の内容が、裁判を要素としておらず、裁判本質論との関係で起る国家賠償法の適用排除の問題は起こらず、過失の点についても、一般の公務員の場合と同レベルで扱つてよい事件であるから、実体法上の問題点としてここでは論じないことにする。

一 民訴法領域内の問題として、強制競売手続において、民訴法六九七条により同法旧六三〇条三項が準用された場合、執行裁判所は異議ある債権の配当額を供託すべきか。本判決はこれを肯定する。民訴法旧六三〇条二項、旧六三九条四項についても同趣旨の問題が生ずるのでその場合も含めて考えると、従来の判例は肯定するものが多い。否定するものはきわめて少数である。⁽¹⁾学説については、古いものはいずれも肯定するがその理由は明らかでない。このような見解に対して否定説は、強制競売手続において六九七条により旧六三〇条二・三項、旧六三九条四項が準用された場合に、裁判所はこれらの規定の本質的内容に従つて配当実施の許否を決めれば足り、配当実施を留保した場合にも、その配当額に対して供託義務を負うものではないという。このことは動産執行手続の経過をみると明らかになる。即ち、動産執行の配当手続は執行官又は第三債務者から既に売得金が供託されていることを前提に開始される（旧五九三条、六二二条、旧六二六条）。このことを念頭において、旧六三〇条二・三項、旧六三九条四項は「仍ホ之ヲ供託ス」と規定していた。従つて、これらの規定は一定の場合には配当実施を留保する旨を定めることとなり、配当額の取扱いに関して裁判所に何ら積極的な行為を要求

していない。これらの規定が六九七条により強制競売手続に準用された場合、規定の本質的内容に従つて、裁判所は配当を実施するか否かを決定すれば足り、配当を留保した場合に配当額を供託する義務は負わないということになる。これに対し肯定説は次のようにいう。旧六三〇条二・三項、旧六三九条四項が、「仍ホ之ヲ供託ス可シ」と表現することから、これらの規定が配当額の保管方法を供託によるとの趣旨を含むと解すれば、強制競売手続においても、これらの規定に従つて供託義務を肯定する解釈がとりえないという訳ではない。そのように解することは供託には利息が生ずる（供託法三三条）点で利害関係人に利益であり、裁判所にとりわけ不利益はない。保管の確実性も害されることがないから、肯定説が妥当であるという。

思うに、旧六三〇条二・三項、旧六三九条四項は否定説肯定説双方の主張するように解しうる余地がある。そこでこれらの規定が準用される他の場合、即ち強制管理手続についてみると、強制管理における配当手続は、配当すべき金銭を管理人が保管したまま裁判所に事情届出することによつて開始され（七一四条一項）、配当表の確定等配当を受け得る状態に至るまで管理人が金銭を保管する（七一四条二項）。この場合旧六三〇条二・三項に配当額の保管方法は供託によるとの趣旨を含まないと解する限り、管理人は任意の方法により保管することになる。これは、配当額の保管が安全確実になされ得ない可能性がある。旧六三〇条二・三項に供託義務を否定しなればならない積極的な根拠がない以上、右規定が強制管理手続にも

準用されることに鑑み、保管の確実性を期する上から、裁判所に供託義務を課したものと解すべきであろう。本判決が肯定説を採用したのは正当である。

昭和四一年執行官法、執行官手続規則の制定によつて、執行官の差押金銭は地方裁判所が保管することになった（執官法六条、執官規則四五条の二二項）。それに伴い、旧六三〇条二・三項、旧六三九条四項は五九三条、六二六条とともに改正され、「仍ホ」の文言が削られた。改正後のこれらの規定によつて執行裁判所の保管金となつている場合には新たな供託義務が生ずることが明らかになつた。改正後、前述の執行裁判所の供託義務の議論は立法的に解決された訳である。

二 不動産任意競売手続において配当表が作成され、配当異議訴訟が提起された場合、異議ある債権の配当額については交付を留保し、民訴法六九七条旧六三〇条三項を準用して供託すべきか。本判決はこれを肯定する。

一般に任意競売手続に民訴法の配当手続の規定の準用があるかについては争いがある。ここでは、配当表に対する異議・異議の訴の許否との関連において、民訴法六九七条旧六三〇条三項準用の可否を検討する。従来判例をみると、古い大審院判例は任意競売手続において、配当表に対する異議および異議の訴を認めていなかった。新しい大審院判例はこれを認めるとみられるものがあり、その後、最高裁は配当表が作成された場合に抵当権者又は債権者からの配当異議訴訟の提起を認めるに至つた。しかし他方、右の訴に対する確

定判決に従つて配当が実施された場合でも、後の不当利返還請求を妨げないとして⁽¹⁰⁾、判例の立場がどのようなものか簡単に論じ得ないが、一応手続面では民訴法の規定を準用し、実体面では任意競売の特殊性に鑑みて別個の取扱いをなすべきものとしているのではないだろうか。配当異議訴訟を認めた場合に異議ある債権の配当額をいかに取扱うかに関する先例的判例はないが、仮登記抵当

債権者の債権、弁済期末到来の債権、弁済期末到来の転抵当債権者の債権⁽¹³⁾について、判例は民訴法六三〇条三項の法意に基づきこれを準用して供託すべしとしている。学説をみると、準用否定説は次のようにいう。競売法による担保権の実行は、申立人の目的物上の財産価値に対する支配権に基づく、換価権・売得金取得権の実行であつて、手続の目的は目的物を公平に換価することにある。従つて任意競売手続においては換価の結果たる売得金は客観的に受領権を有する者に交付すれば足り、民訴法に定める配当表確定の手続を経る必要は起らない。この説においては、売得金の交付期日に抵当権者間に、**抵当権の効力・順位、被担保債権の範囲・額**について争いがあり期日に完結しなくとも、裁判所は記録上了解し得るところに従つて売得金を交付し爾後を関係人同志の訴訟に任せることも、あるいは受領権者を覚知できないものとして交付を留保するも自由であるが、民訴法の配当手続に関する規定を準用する余地は全くない。これに対し全面準用説は次のようにいう。担保権の実行は、被担保債権の満足を得るための物的責任の強制的実現であつて、手続の性質は強制執行である。従つて任意競売手続においても配当手続は行なわれる

べきで、競売法三三条二項が「売得金ハ之ヲ受取ルヘキ者ニ交付スルコトヲ要ス」とするのも、配当実施に先立ち、受取るべき者および額の確定を要すとの趣旨であり、そのためには民訴法の配当手続の規定を準用すべきであるとする。この説によれば異議ある債権の配当額について民訴法六九七条旧六三〇条三項が準用される。

思うに、任意競売手続において担保権者相互の間に担保権の効力・順位、被担保債権の範囲・額等について争いのある場合に、爾後の関係人間での不当利返還請求で紛争を解決すべしとすることが、充分な救済方法でない以上、民訴法の配当手続の規定が競合債権者間の利害対立の調整を中心目的としていることから、任意競売手続の性質の許す限りこれを準用して、紛争を解決しておくことは望ましい措置であろう。しかし全面準用説はその根拠として任意競売手続を強制執行とする点に疑問がある。競売法が任意競売といわゆる形式的競売とを統一して規定していることから、むしろ競売法による競売手続は私人の換価権に基づく換価のための手続と解すべきで、この点よりすれば任意競売手続を強制執行と解することによつて、民訴法の配当手続の規定を全面的に準用すべきであるといふことはできない。しかし任意競売手続が換価のための権利実行手続であるとしても、裁判所が配当表に対する異議・異議の訴の提起を許容し、判決確定まで売得金の交付を留保することはさしつかえない。なぜなら、そのように取扱つた場合、担保権者が権利実行する間に配当表に対する異議によつて売得金の取得が妨げられたり、配当異議訴訟の提起によつて確定判決なしには、売得金を取得できなくなる

が、売得金の交付前には、担保権者は担保物上の財産価値に対する支配権を有しても、事後的支配を有するものではなく、担保権者相互間にその支配権の効力・範囲等に争いのある以上、双方に売得金の交付を留保して、受領すべき者・金額の確定を要するとしても、担保権者の既得の利益を害することにはならない。従つて、裁判所が配当表に対する異議・異議の訴の提起を許容し、売得金の交付を留保する範囲内でその取扱いに関する民訴法の配当手続の規定の準用を認めることができる。民訴法旧六三〇条三項の準用も肯定し得る。同趣旨の本件判決は正当である。

三 本件判決によつて、任意競売手続において、配当異議訴訟の提起を許した以上、判決確定に至るまで売得金の交付を保留し、異議ある債権の配当額は供託すべきものとなつた。従来の判例からは明らかでなく、区々に別れていた実務上の取扱いに一つの指標を示したものといえる。

- (1) 上谷・本件高裁判決評釈・判タ二五四・八五頁注(1)(2)にあげるもの。
- (2) 明四四・一一・一三民事局長回答・民事裁判資料四五号四五頁。
- (3) 松岡・強制執行法要論下一五六頁、深沢・強制執行法各則(書研教材一〇号)・二八三頁、執行保全手続研究会・執行手続実務録三卷三三二一頁、訟廷執務資料二七号・記録を中心とした執行保全手続の研究・四七六頁。
- (4) 宮脇・「抵当権の実行による回収」基本金融法務講座・回収Ⅱ・六八六頁・注三・四上・谷・前掲評釈。

- (5) 福永・本件評釈・判タ三二〇・九六頁。
- (6) 明四〇・九・二五・民録一三輯八八六頁、明四三・一一・二五・民録一六輯七九五頁。

- (7) 大三・七・一傍論・民録二〇輯五七〇頁、昭八・五・三〇・民集一二卷一四号一三八二頁、昭九・三・二三・法学三卷一三二二頁。

- (8) 昭三一・一一・三〇・民集十卷一四九四五頁。

- (9) 昭四九・一二・六・民集二八卷一〇号一八四一頁。

- (10) 昭四三・六・二七・民集二二卷六号一四一五頁。

- (11) 昭二・五・二六・民集六卷二九一頁、昭四・一一・二七・法律新聞三〇八二号一三頁、昭六・一・一四・法律新聞三二二四号九頁。

- (12) 昭一五・七・二二・法律新聞四六〇一号一二頁。

- (13) 昭七・八・二九・民集一一卷一七号一七二九頁。

- (14) 兼子・強制執行法・二六一頁、同・判例民事法昭一六年度・四〇五頁、菊井・判例民事手続法二四八頁。

- (15) 雉本・判例批評録二卷・二二八頁、岩松・競売法・七二頁、井野・競売法・一八三頁、小野木・競売法(新法學全集)・五四・六八・八七頁、齊藤・競売法・一八八頁、同・民商・三五卷五号八九頁、河本・民商一五卷六号六一頁。

- (16) 中野・「配当手続の性格」兼子遺稿記念・裁判法の諸問題・下・二九五頁。

- (17) 伊東・「競売法による競売の本質」・小野木・齊藤遺稿記念・抵当権の実行・上・一頁、同・「競売手続と公信的効果」・民事訴訟法研究・三三三頁。

- (18) 司法研修所調査叢書七号・執行法に関する諸問題・五五六頁。

伊東 乾・本田 耕一